

○個人年金保険契約等に該当する生命共済に係る契約を指定する件

昭和六十一年十一月五日
大蔵省告示第百五十五号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百一十一条第四号の規定に基づき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十六条第二項に規定する個人年金保険契約等に該当する生命共済に係る契約を次のように指定し、昭和六十一年分以後の所得税について適用する。

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十条第一項第四号の事業を行う全国労働者共済生活協同組合連合会又は教職員共済生活協同組合の締結した生命共済に係る契約で年金の給付を目的とするもののうち、同法第二十六条の三に規定する規約で所得税法第七十六条第四項各号に掲げる要件及び所得税法施行令第二百一十一条第一号イからニまでに掲げる要件に相当する要件の定めがあるもの（当該要件に反する定めがあるものを除く。）に基づく契約（当該契約に係る年金の額及び掛金の額が適正な保険数理に基づいて定められているものに限る。）